

平成23年第9回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日 時 場 所

平成23年9月26日（月）午後1時30分

庁舎分館2階大会議室

2. 委員の現在数

18名

3. 出 席 委 員

1番	大野木	奥	治	2番	椎	名	幸	雄		
3番	根	本	勇	4番	田	口	重	幸		
5番	森		正	昭	6番	掛	川	正	治	
7番	三	須	清	一	8番	飯	塚		誠	
9番	斉	藤		隆	10番	染	谷	智	一	郎
11番	新	堀	政	夫	12番	阿	曾	敏	夫	
13番	渡	辺	陽	一	郎	14番	渡	邊	光	雄
15番	増	田	忠	夫	17番	須	藤	喜	一	郎
18番	小	池	良	雄	19番	高	田	勝	禧	

4. 欠 席 委 員

なし

5. 出席事務局職員

局 長	海	老	原	美	宣
次 長	飯	塚		豊	
次長補佐	大	野	祐	信	
農地係長	花	嶋	孝	雄	

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法の許可を要しない土地の証明願について
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について

- 議案第 4 号 あっせん譲受等候補者名簿の登録について
- 議案第 5 号 認定農業者から農用地に関する利用権の認定等について、
あっせんを受けたい旨の申出について
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 13 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規定の制定について
- 議案第 7 号 女性農業委員の登用に関する方針（案）について

報告事項

- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第 2 号 根戸字堀尻地先の農地造成について

議長 それでは、定刻となりましたので開会いたします。

本日の農業委員会総会を傍聴したいとの申し出がありました。傍聴することを許可したいと思いますが、よろしいかお諮りします。

それでは、傍聴者に入室していただきます。

傍聴される方に申し上げます。

農業委員会会議規則第28条により、会議場内において発言したり、議事の妨害となるような言動をしないようお願いいたします。

それでは開会いたします。

ただいまから平成23年第9回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は18名ですので、委員総数の過半数を超えているため、総会は成立しております。

初めに、会議規則第26条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を議長から指名させていただきます。

5番 森 正昭委員

6番 掛川正治委員

よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

本日の議題は、議案が7件、報告事項が2件となっています。

最初に議案の審査をいたします。

本日の議案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、提案をさせていただきました議案について、説明させていただきます。

本日の議案案件は、議案第1号から第7号まででございます。

議案第1号は、「農地法第3条の規定による許可申請について」2件でございます。

議案書1ページ、整理番号1の申請地は、北新田地先の田、申請面積は3,068㎡を賃借により借り受けるものです。

整理番号2の申請地は、北新田地先の畑、申請面積は1,982㎡を売買により取得するものです。

整理番号1及び2の譲受人は同一の方です。

譲受人は、市街在住の方で農業経営者の増加を考え、みずから従事しようとする新規就農者でございます。

下限面積については、整理番号1及び2の合計面積が50.5aになり、下限面積を満たしております。

以上、下限面積も含め、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないことを確認してお

ります。

続きまして、議案第2号は、農地法の許可を要しない土地の証明願いについてでございます。

議案書2ページの申請地は、久寺家字上居村附の畑で、申請面積は727㎡です。申請地は農地を宅地として利用され、20年以上が経過しているものです。

議案第3号は、農用地利用集積計画の決定についてでございます。

議案書は3ページで、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より平成23年9月8日付で農用地利用集積計画案の決定を求められています。

内容は、所有権の移転が1件、面積は2,687㎡でございます。

議案第4号は、あっせん譲受け等候補者名簿の登録についてで、議案書4ページでございます。

続きまして、議案第5号から7号までについては、9月14日、役員会において議案に付することに了承されたものでございます。その中の議案第5号は、認定農業者から農地に関する利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申し出についてで、議案書は5ページでございます。

認定農業者から申し出書の受理についてと、あっせんを進める場合には、調整委員を決定していただくことでございます。

議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規定の制定についてで、議案書は6ページでございます。農業経営基盤強化促進法第13条第1項の事務を適正・迅速に行うため、手続規定を制定するものです。

議案第7号は、女性農業委員の登用に関する方針案についてで、議案書は7ページでございます。

女性農業委員の登用についての方針案を、7月25日の総会においてのご意見をもとに整理しましたので、ご議論の上、決定していただくものです。

今回の議案上程については以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 当局からの議案説明については、以上で終わりました。

それでは部会での審議結果について、第2部会の渡辺部会長から報告をお願いします。

渡辺陽一郎部会長（第2部会） ご出席お疲れさまです。

それでは去る22日に開かれました部会の説明をさせていただきたいと思っております。

着座にて失礼します。

それでは説明をいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご報告いたします。

資料は1ページから3ページになります。整理番号1の申請地は、北新田地先の田、申請面積は3,068㎡、貸借による借り受けての耕作を行うものです。借受地は水稻を計画し、水稻に関する農機具及び作業場等について、譲受人から1年間15万円で賃借して耕作することを確認しております。

次に、整理番号2の申請地は、北新田地先の畑、申請面積は1,982㎡、売買により取得するものです。

資料は4ページから6ページになります。

取得地はブルーベリーの栽培を計画しており、整理番号1及び2の譲受人は同一人でございます。譲受人は市外在住の方で、農業経営者の増加を考えみずから従事しようと考え、新規就農者であり耕作意欲もありました。また下限面積についても、整理番号1及び2の合計面積は50.5aとなり、下限面積を満たしております。

整理番号1及び2の申請地を確認し内容を審議したところ、農地法第3条第2項、各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

よって、第2部会では全員一致をもって許可相当であるという意見でございました。

続きまして、議案第2号 農地法の許可を要しない土地の証明願いについて、ご報告いたします。

資料は、7ページから10ページになります。

申請地は、久寺家字上居村附地先の畑で、申請面積は727㎡を宅地として利用され、20年以上が経過しているものです。申請地を確認し、申請内容をもとに審議したところ、第2部会では、全員一致をもって証明相当であると判断をしました。

続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画案の決定についてご報告いたします。

資料は、11ページから12ページになります。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して農用地利用集積計画案の適否について、判断を求められたものです。

申請の権利内容は、所有権の移転でございます。

申請地は、下沼田地先の田で、申請面積は2,687㎡、売買価格は214万9,600円です。平米単価は800円です。

以上のとおり、計画の内容は権利の設定を受けるものの、経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よって、第2部会では全員一致をもって決定相当という判断をいたしました。

続きまして、議案第4号 あっせん譲り受け等、候補者名簿の登録についてご報告いた

します。

資料13ページですね。

これは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の定めるところにより、土地を取得した場合など、税制上の措置を受けるために、名簿登録が必要となっているものです。

よって、第2部会では、全員一致をもって承認相当という判断をいたしました。

続きまして、議案第5号 認定農業者から農用地に関する利用権の設定について、あっせんを受けたい旨の申請について、ご報告をいたします。

資料は、14ページから17ページになります。農業経営基盤強化促進法第13条第1項に基づき申請されましたので、認定農業者に対し利用権の設定等が行われるよう調整が必要と、第2部会では、賛成全員で受理相当という判断をいたしました。

また、調整委員については、私渡辺と三須職務代理が候補に上がりましたことを報告いたします。

続きまして、議案第6号は、農業経営基盤強化促進法第13条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規定の制定について、ご報告いたします。

資料18ページから25ページになります。

農用地の利用関係の調整、適正・迅速に行うため、第2部会では、全員一致をもって決定相当という判断をいたしました。

続きまして、議案第7号は、女性農業委員の登用に関する方針案について、ご報告いたします。

資料は、26ページから28ページになります。

各団体に登用の要請することを確認できましたので、第2部会では、全員一致をもって決定相当という判断をいたしました。

以上、第2部会で審議した結果報告を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

議長 以上、議案第1号から第7号について、部会長から報告がありました。

ただいまの議案案件に対する質疑を一括して行います。

ご意見がある委員は挙手をお願いします。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 18ページ、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規定ということで、一応これ総会の付議事項であるんだから、ここへ案を議案として資料として書いて、初めてこの附則でこの規定は総会の議決

がいついつから施行するって、まだこれ皆さんに送付したときは、案じゃないですか。決定事項のように、その辺事務局、どういうふうに、当然案として提示してもらわないと、議決事項のように感じられてなりません。事務局、その辺どういうふうに考えておりますか。

議長 阿曾委員のご質問に事務局。

事務局 はい。大変失礼しました。おっしゃるとおりで、手続規定（案）というのをちょっと忘れてしまいました。申しわけございません。（案）に訂正させていただきます。

議長 ほかに質問ありますか。ご意見ありましたら、ございませんか。

（なし）

なしとの声がありました。

部会長は自席にお戻りください。

それでは採決に移ります。

議案第1号の農地法第3条規定は、許可申請について、部会長から許可相当であるとの報告がありました。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

ただし、譲受人は、市外在住の方のため県知事案件になりますので、県知事に許可相当として意見を送付します。

議案第2号の農地法の許可を要しない証明願いについて、部会長から証明相当であるとの報告がありました。証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり証明することに決定いたしました。

議案第3号の農用地利用集積計画（案）の決定について、部会長からは決定相当であるとの報告がありました。

決定すること賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第3号は原案どおり決定することといたしました。

議案第4号のあっせん、譲受候補者名簿の登録について、部会長から証明相当であるとの報告がありました。証明することに賛成の委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することに決定いたしました。

議案第5号の認定農業者から農用地に関する利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申し出について、部会長から受理相当であるとの報告がありました。申し出について受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第5号は原案どおり受理することに決定いたしました。

農用地の利用関係の調整のため、調整委員が必要となります。委員の中で立候補される方はございませんか。

立候補者がいないので、議長より指名させていただきます。

調整委員として部会長報告にもありましたとおり、渡辺陽一郎さんと三須清一さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(はい)

それでは調整委員として、渡辺陽一郎さん、三須清一さん、よろしくお願ひいたします。

続いて、議案第6号の農業経営基盤強化促進法第13条に基づく、農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続規定(案)の制定について、部会長から決定相当であるとの報告がありました。

決定することに賛成の委員は、挙手を願ひます。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第6号は原案どおり決定することといたしました。

議案第7号の女性農業委員の登用に関する方針(案)について、部会長から決定相当であるとの報告がありました。

決定すること賛成の委員は、挙手を願ひます。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第7号は原案どおり決定することといたしました。

以上で審議案件については終了いたしました。

議長 続いて報告事項に移ります。

事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告第1号を報告させていただきます。

資料は8ページになります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書8ページから9ページの6件になります。

内容については、新木在住の申請人が、敷地拡張するための届け出になります。

詳細は記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長 以上、報告第1号について事務局から報告がありました。

ただいまの報告に対して、ご意見がありましたら挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

はい。意見がないものと認めます。

続きまして、報告第2号については、前回総会において審議し継続審査となりました。前回総会の審議担当でありました、第1部会の小池部会長より報告をお願いします。

小池良雄部会長（第1部会） 報告第2号 根戸字堀尻地先の農地造成については、議案書10ページでございます。

第8回総会において、継続案になりました農地造成の件につきまして、現在までの結果報告をさせていただきます。

つくし野側からの搬入路についての他法令の届け出状況は、柏土木事務所への土砂運搬に関する運搬計画届出証は未提出です。手賀沼側への埋立てに関する条例についての許可申請状況は、県への運搬計画届出書の写しや、関係者説明状況報告などの添付書類が不備のため、審査保留となっています。このため、この継続案件につきましては、他法令を担当する機関と調整を図り、会長と相談の上、議案の提出時期を見極めていく予定です。よろしく願いいたします。

議長 以上、報告第2号について、小池部会長と事務局から報告がありました。

ただいまの報告に対してご意見がありましたら、挙手をお願いします。

椎名委員さん。

椎名幸雄委員 一応確認ということで、計画書類がまだ未提出ということは、やる、やらないということは、まだはっきりまだ決まっていないということになりますかね。

議長 事務局、説明願います。

事務局 はい。前、継続案件になったときは、業者さんといろいろ確認したんですけども、今のところちょっと静観しているものですから、その辺の意思表示は聞いていません。なお、本体の埋立てすることは意欲はまだあるみたいですが、そのときは、何とか搬入路を確保していきたいというのが現状だと思います。

以上です。

議長 椎名委員さん。

椎名幸雄委員 先ほどの第1部会のお話し合いの中でも、やはり農地埋立て、これはやっぱり必要であろうと。ですから、先ほどもお話が出ましたように、農政課や何かと業者あるいは農業委員会も絡むのかどうか分かりませんが、やっぱりきちんとした話し合いをしていただいて、よりよい方法を見つけていただきたい。やっぱり先ほどのまたぶり返しになりますが、第1部会の中でも、農地をやっぱりきちんとしてあげないと、あそここの場所が本当にごみ捨て場になってしまう。あるいはこんどは反対に、あそこに木が伸びたりどうだこうだすると、周り近隣住民も、非常に迷惑がかかるような状況になってくると思うんですね。ですからその辺やっぱりきちんと業者等の話し合いを持つような、アシストというか提案というか、意見を農政課なりにしていただきたいと私は思うんですが、いかがでしょうか。

事務局 はい。おっしゃるとおり、業者さん、なるべく来てもらってその辺の状況を確認して、また皆様にお知らせできるような形をとりたいと思います。

それで2点目の、ほかの今後の方向性についても、また農政課と協議するなりして、よりよい状況で進めていきたいというように考えております。

議長 椎名委員さん。

椎名幸雄委員 了解いたしました。ただ十分現場で見ていただいて、やっぱり現場で話し合うとか、あるいはその辺を十分にやっていただきたい。これにつきましてはお答えはよろしいです。

議長 そのほかございませんか。

掛川委員さん。

掛川正治委員 この農地の埋立てですが、前回の委員会で大変けんけんがくがくいたしましたして、やっぱりこの間、今月18日ですか、地域住民が集まりまして、やっぱりこれ絶対農地を埋めたら反対だということで、大変な大騒ぎになりましたして、業者さん並びに設計業者も来たんですけれども、その間のことは十分わかって帰ったと思います。これは放置しますと、つくし野を初め、我孫子全体を、我孫子一丁目から四丁目と言ってもいいかな。そ

れを含んだ反対運動、署名運動に発展するというような、私も出席しましたけれども、そういうような空気だったですね。ただ受け入れ先の設計業者さんの在りは、結構それなりのものわかりがいい方に見えましたが、とにかく埋立てを絶対やめてくれということで、強い話がありました。

また、〇〇何がしさんという地主さんが、パチンコ屋の跡を、あそこをコンビニだとか回転寿司とかいろいろ計画をしております。そういう中で、我孫子市の、ちょうどどん詰まりの道路があったんですけれども、椎名さんも私と一緒になんですけれども、都市建設常任委員会で、彼らが警戒しているちょうど真ん中じゃないですけれども、3分の1ぐらいのところに道路がありましてそれをつけかえると。等価交換ですね。つけかえることは悪いことじゃないんで、面積の分をもらって、その道路を一番端にして6号線にも抜けられるような道路にする。これはもういいことだということで。ただそのときに条件つきで、やっぱりある意味では業者に対する便宜供与的な部分があるから、その埋立てに〇〇さんというところが何か駐車場として持っているらしいんで、それをぜひ協力してくれよというような、ある意味では条件、そういうものをつけて、お互いに紳士協定というような流れで、一応市も協力するけれども、あんたのほうも協力してくれよということで、とにかく1,000人以上の子供たちが通学路として使用するところを、学校も反対、保育園も反対、地域住民も反対。反対、反対の中でそれを強行するとなりますと、大変な問題に発展しますので、ぜひ6号から地域住民に余り迷惑のかからない、青木新宿の裏の駐車場の端を、ちょっと埋め立てる期間借りてやるというような内容に、事業者がうまく話し合っただけでそこに着地点を見出していただければ。

ただサンハイツという6号にあるマンション、やはり子供たちが通うんで、これが反対という動きが何かありましたが、これは話し合いで通学時間帯を避ける、またガードマンをつける、また場内に6号から入ったら10キロ以下で走行する。そういう条件をつけて、前回も須藤さんが言ったように、やっぱり農業者が農地を埋めるということに、着地点がある程度見つけてやらなきゃならないというところは、私も農業委員の1人として思いますけれども、ただ1,000人以上の子供たちが、いわゆる通学路というのはいかがなものか。またツキナカルートがこの委員会でやめて、今度はつくし野がというようなこととなりますと、業者さん、それはちょっといかがなものかというようなことで、この間私もたくさんの方がご意見言っていましたけれども、私も地域を代表する議員の1人ですから、しっかり業者さんにお伝えしました。

ですからこの案件は、やっぱり慎重にやっていただかないと、これから先のいろいろな問題に波及するということがありますので、ぜひ当局としても慎重にやっていただきたい。

業者さん、この間相当なことで勉強して帰ったと、そのように考えております。そういうことでよろしくお願いします。

議長 いろいろとご意見ありがとうございます。

そのほかありますか。

ワタナベ委員。

渡辺陽一郎委員 こちらは報告書なんですよ、報告ですよ。これ今の案件は継続という報告なんですか、それとも保留という報告なんですか。これ何も書類上書いていないので。だからこれを業者に、これこれこういう理由のため継続ですとか、保留ですとかという話になっているのかどうかを、きちんとかこの場で報告したということなのかどうか、書類上見えないんですけれども、いかがでしょうか。委員会としては、継続という書類なの、これ。

議長 前回8月時点では継続ということで、総会は……。

渡辺陽一郎委員 前回の総会するときにはそうですね。それはわかりましたけれども、この報告がまた同じようなことが出てきたんで、これはどうなのかという書類なんですけれども。

議長 事務局。

事務局 すみません、書類がちょっとはつきりしなくて、継続案件には間違いございません。こちらその継続の内容を今の進捗ぐあいですね、業者さんの話だとか、そういうのを報告したいと思ひまして、これを載せただけです。継続案件ということになっています。

議長 いいですか。

阿曾委員さん。

阿曾敏夫委員 そのような今関連で、私も部会でも言いましたけれども、実際事務局として5月25日の総会ときに、柏の〇〇さんというのが登録、あっせん、譲り受けなど、候補者名簿登録申請書で、第1部会で承認相当として総会でも承認になったわけなんだよね。それで柏のこの〇〇さんに添付書類の中に、農業経営の実態という形で、柏の会長の〇〇〇〇〇〇さんから実態の証明がついておるわけなんですけど、この案件についても、事務局どういうふうに把握しているのか、破談になったと言っては申しわけないけれども、大分トラブルっているという話で、非常にあっせん登録のやつについても、安易な姿で5月25

日の総会には、とにかくこの〇〇さんのやつは、当然売買して移っていいわけなんだけれども、実際のところが、地主の権利者の婆さんに反対されて駄目だというようなことで、この〇〇さんは、相手に対して何とか農業委員会のほうも許可というような形になっているんだと聞いても、いまだに解決しない案件、これ農業委員会としては、どのように扱っているんですか。そのような報告はないですか。5月25日の総会の案件ですよ。だからさっきの3件ですか、これも何だかおととい私も地主の〇〇〇〇〇さんと行き合って話したときにも、中に入っているのは、せがれさんと婆さんの話が違って、このやつも〇〇さんのやつも、権利者である〇〇〇〇〇ですか、これはだめだという形で、中に入った子供がえっという話の中で、いともどうも農業委員会が振り回されているような形で、事務局どのようにこれ押さえていますか。

議長 それではただいまの阿曾さんの質問に、事務局答えてください。

事務局 はい。阿曾委員のおっしゃったのは、5月の案件で、あっせん、譲り受け等候補者名簿ということで……

阿曾敏夫委員 はいはい。農業委員会では承認相当という形で。

事務局 〇〇〇〇〇さんですよ。柏市の方の面積が750、これはいいですね。名簿を一応こういう登録をしますよということで、許可相当をいただき案件ですね。その後の状況については、実際農業委員会、事務局のほうに入っていないです。

今阿曾委員のおっしゃったことを大切に思い、すぐに調査に入ります。

阿曾委員 じゃ、入ってください。実際のところね、柏の農業委員会の会長が、こういう証明出していて、我孫子の農業委員会としてこの鈴木さんに対して実行できないというような結果になっておるんですからね。だから先ほどの3件のやつもそのとおりで、やっぱり地主が婆さんは、1年間で地代を5,000円しかもらわないんだよというような話だけれども、せがれと役所のこういうようなケースが非常に……、私らもこの〇〇さんというお父さんは、保護司と一緒にやった中でいろいろと話は聞いておりますが、農業委員会は承認相当ですか、そういうふうに決議しておいて、実際のところ市長部局から農政が農業委員会にあっせん登録を申し込んできておりますが、結果としては、〇〇さんは相手に対して、許可が出たんだから明け渡してくれと言っても、婆さんがだめだという、権利者が駄目だというようなことで、非常にそういう……、だから事務局のほうの濾過器も本当にきれいに濾過できるようにしないと、単に中に入った人の話に振り回されていると、いろい

ると農業委員会がメンツがなくなっちゃうからさ。柏の農業委員会でも、会長と一緒にすることがあるんでしょうけれどもね。

議長 事務局、今の……

暫時休憩したいと思います。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

事務局。

事務局 はい。ただいまの阿曾委員のご指摘については、農政課のほうへ事実確認して、皆さんに必ず報告させていただきます。

以上です。

(休憩の声)

議長 そのほかご質問、ご意見ありますか。

ただいま休憩ということでご意見がありました。休憩ということでご異議ありませんか。それでは暫時休憩いたします。

(休憩)

議長 それでは再開します。

そのほかご意見ありますか。

議長 そのほかございませんか。

なければ、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

事務局、そのほかございますか。

事務局 はい。私からは、県外視察の出欠について、こちらのほうに確認ということでお願いいたします。

それと10月7日のブロック別研修会「さわやか千葉県民プラザ」のほう、参加予定の方は、午前9時までに農業委員会事務局のほうにご参集お願いいたします。

以上です。

議長 今の9時というのはいつ。

事務局 10月7日、金曜日です。

議長 きょうは入っていないね、通知は。

事務局 集合です。集合が9時です。資料はもう前回配付いたしておりますので、あともう1つは県外研修ですね。10月31日の月曜日、こちらのほうは出欠をきょうお願いいたします。

議長 それについて私のほうから一言お知らせというか、研修については、他市町村では全員参加という、そういうことでやっているそうです。うちのほうはまだそういうところまで行ってませんが、できるだけ参加していただきますようお願いします。

(発言する者あり)

議長 いや、これは農業委員、これじゃなく、前回……事務局。

(発言する者あり)

事務局 まことに申しわけないんですけども、現在まだ調整中でありまして、何回か当たっているんですけども、

議長 いや、それじゃなく研修の……

事務局 柏のさわやか県民プラザにつきましては、農地法関係の

議長 それをもう一度言ってください。

事務局 2つの研修があるんですけども、染谷委員が言っているのは、県外研修のほうですかね。柏のさわやか千葉のほうは、関係ないということではよろしいでしょうか。

染谷智一郎委員 はい。

事務局 2つあったんですけれども、さわやか千葉県民プラザのほうは、農地法関係の研修でございます。

議長 今言ったのはブロック別の研修、これに柏市とか全員参加という方向でやっているそうです。都合つかない方は参加といっても無理ですから。そういうことです。

事務局 もう1つのほうは毎年行っている県外研修というのは、農業委員の皆様は近隣だけではなく、関東のほうに広げまして、先進地の視察というような、あるいは研究している施設または種苗会社等で先端技術をやっているようなところを、皆さんと一緒に研修したいというように、毎年行っておるものです。

(発言する者あり)

事務局 会長のほうから、全員参加でというのが会長のお気持ちだと思います。事務局のほうでなかなか決定できなくて申しわけございません。大至急確認をとって、皆様にお知らせして、そういうようなご出席になりますよう、お願いいたします。

議長 再度私のほうから、今話をしているブロック別研修と、それからこの農業委員会の研修、これ2つあるんですよ。その私の言っているのは、ブロック別研修、柏の県民プラザ、これの研修のことを私は言ってるんです。これには各市の農業委員会全員参加というような方向性を打ち出しています。そういうのが結構あるんですよ。

この我孫子市は新人とか、そういうような参加するのは当然だぐらいにやっていますけれども、ぜひとも全員でこういうブロック別研修も参加していただきたいと思います。

事務局 私のほうからもちょっと、農産物とか食品中の放射性物質の量を測定するための簡易型の分析器が、今週の金曜日に納品されまして、農政課のこの下のフロアに設置してあります。今後、農産物もちろんですけれども、給食の食材ですとか計画的に測定していく予定です。興味のある方は、お帰りにでもちょっとごらんになっていってください。今ちょっと測定やってないかもしれませんが、どんな形でやるか、ご説明したいと思います。

発言あり 1検体どれくらい時間かかるの。

事務局 測定そのものは15分から20分で終わります。

発言あり 前処理は。

事務局 前処理があるんです。特殊な容器に入れないとだめなんで、きざんだりとか前処理に時間がかかります。今後、1日10検体ぐらいずつやっていこうと思います。

議長 そのほかご意見ありますか。

なければ、それでは以上をもちまして……

事務局何かありますか。

ありませんか。

農業委員会第9回総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会)